

令和4年度 旭区SDGs月間



エントリー行事募集！

応募は、4月18日（月）から7月15日（金）まで

月間の期間は、9月11日（日）から10月31日（月）まで



エントリーすると…

- ・旭区SDGs特設ウェブサイトにて、行事の情報を掲載し、周知します。
- ・「旭区SDGs月間」のバナーを、行事のチラシ等にご利用いただけます。

身近な地域で行っている取組・イベントが、どの目標に該当するか、考えてみましょう！

例えば…

ラジオ体操



昔あそびのイベント



防犯パトロール



農業体験



ごみ拾い



<お問い合わせ先>

旭区役所区政推進課企画調整係(区役所2階23番窓口)

電話 045-954-6027

E-mail : as-kikaku@city.yokohama.jp

ご応募はこちらから

応募上の注意など、
詳しい情報もご覧いただけます。



令和4年9月11日～10月31日は
旭区SDGs月間

旭区 × SDGs ～ 未来に挑戦するあさひ ～

課題意識をもって取り組んでいるすべての地域活動が、SDGsに繋がっています。この活動に多様なパートナーが参画することで、地域課題の解決と新たな価値の創造を目指しています

旭区SDGs
特設サイト



SDGs(Sustainable Development Goals)とは…

持続可能な開発目標)とは、2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための世界共通の目標です。17の目標で構成されており、「誰一人取り残さない」を理念に掲げています。

令和4年度 旭区SDGs月間 行事エントリー募集要領

旭区内で様々な団体が実施する SDGs の目標達成につながる行事（イベントを含む。以下同じ）を、「旭区 SDGs 月間」として位置づけて旭区役所が広報していくことで、SDGs の取組を各団体と一緒に盛り上げていくため、対象行事を次の通り募集します。

1 令和4年度「旭区 SDGs 月間」の実施概要

(1) 期間

令和4年9月11日(日)から10月31日(月)まで

※9月25日はSDGsの日（SDGsが国連で採択された日）です。

(2) エントリー対象の行事

期間中に旭区内で実施する、SDGsの目標達成につながる行事・イベント（営利を目的としたものでないこと）

(3) 旭区が実施する広報

- ・旭区 SDGs 特設ウェブサイトによる周知
対象行事の日時、行事名称、開催場所、写真、主催者名等を一覧で掲載
- ・広報よこはま旭区版や旭区公式 Twitter を活用し「旭区 SDGs 月間」と対象行事を周知

(4) 「旭区 SDGs 月間」バナー（下図）の利用

団体が対象行事を広報する時に、是非、専用バナーをご利用ください。使用可能な団体は、応募の際に『旭区 SDGs 月間』バナーの利用欄を「希望する」として申請してください。



2 応募期間


令和4年4月18日（月）から令和4年7月15日（金）まで

3 応募資格

団体（政治団体、宗教団体及び反社会的勢力を除きます。） ※個人での応募はできません。

4 応募方法

次のいずれかの方法でご応募ください（応募後に行事内容が変更になった場合は、改めて申請してください。）。

- ① 横浜市ウェブサイトから申請してください。  ご応募はこちらから

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/f321bafd-5036-4016-908e-f991110aid7d/start>

- ② ①の対応が難しい場合は、Eメール等でお問合せいただければ登録フォームをお送りします。



5 応募上の注意

- (1) 添付する写真についてはウェブサイトへの掲載について関係者に了承を得たものに限り、旭区役所は、被写体の肖像権侵害に関するトラブル、登録商標の無断転用並びに著作権の侵害等に係るトラブルに関して、一切責任を負いません。

- (2) 行事の内容が、明らかに以下の項目に該当すると旭区役所が判断した場合には、予告なく対象外とします。

- ア 公序良俗に反する行事
- イ 内容が法令に抵触する行事
- ウ 営利目的、営業目的としての行事
- エ 犯罪行為を誘引、助長させる行事
- オ 他人に迷惑、不利益、損害、不快感を与える行事
- カ 他人を誹謗中傷する行事
- キ 旭区役所が募集の趣旨に沿わないと判断する行事
- ク その他、上記に準ずる行事

- (3) 応募の際に取得した個人情報は、当事業の目的以外には使用しません。

<お問い合わせ先> 旭区役所区政推進課企画調整係（区役所2階23番窓口）

電話 045-954-6027 FAX 045-951-3401 Eメール: as-kikaku@city.yokohama.jp